

# 市内中学生熱中症事故調査委員会の設置について

## 1 議案（条例案）名

市内中学生熱中症事故調査委員会条例（案）

## 2 設置理由

平成28年8月に発生した学校管理下における市内中学生の熱中症死亡事故を踏まえて、児童生徒等の安全の確保を図り、現に事故等が生じた場合においても適切に対処することができるよう、必要な措置を講じておくという学校保健安全法第26条に規定する学校の設置者としての責務を果たすため、第三者で構成する調査委員会を設置する。

## 3 調査委員会の概要

### (1) 所掌事務

教育委員会の諮問に応じて下記の事項を調査審議する。

- ①市内中学生熱中症事故の事実関係及び原因に関する事項
- ②市内中学生熱中症事故と同様の事故に対する再発防止に関する事項
- ③その他市内中学生熱中症事故に関し教育委員会が必要と認める事項

### (2) 委員構成

学識経験のある者その他教育委員会が必要と認める者のうちから委嘱（学識経験者、医師、弁護士及び学校事故の専門家等）

### (3) 委員数

5人以内

## 4 設置期間

教育委員会の諮問に対する答申を受ける日まで